

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員  
(委託訓練等推進員)  
採用試験募集案内

◆鳥取県立産業人材育成センター 倉吉校◆  
〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目1番地 電話(0858)26-2247  
とりネット/鳥取県公式ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsen/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年3月14日(金)から令和7年4月2日(水)まで ◎持参、郵送又は信書便で申込みできます。 ◎持参による場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。 (土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。) ◎郵便又は信書便の場合は4月2日(水)午後5時15分までに届いたものに限り受け付けます。 ◎郵便又は信書便の場合は封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。
試験日時	令和7年4月10日(木)午前9時30分から(詳細は受験票に記載)
試験会場	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校(倉吉市福庭町二丁目1番地)
試験結果発表日	令和7年4月11日(金)(予定) ※可否を文書で通知します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
委託訓練等推進員	1名	・短期訓練(主として委託訓練)に係る訓練生の募集、選考、入校、修了等の事務 ・訓練期間中の訓練生の支援及び訓練委託先等との連絡調整 ・訓練生の各種手当(雇用保険、訓練手当、職業訓練受講給付金等)に関する手続き ・訓練に関するハローワークとの連絡調整 ・担当訓練の運営に関する事務	産業人材育成センター 倉吉校

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。  
(2) 必要な資格、免許等

職種	必要な資格・免許等
委託訓練等推進員	・企業訪問等による対企業交渉等の経験を有する者 ・普通自動車運転免許(AT限定でも可)

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。  
・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人  
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人  
・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。  
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)につくことができません。

## 4 求める人材

職 種	求める人材
委託訓練等推進員	・ 職業訓練に関する知識を有する者 ・ 企画力、交渉力を有する者（コミュニケーション力） ・ パソコンの操作能力（ワード、エクセル）を有する者 ※事務を行うために必要

## 5 試験内容

試験種目	配点	内 容
書面資格審査		申込書類により、受験資格に合致しているかどうかを審査します。
実技及び小論文試験	35点	パソコンによる表計算（エクセル 2019）及び小論文作成（ワード 2019）（45分）
人物試験	65点	個別面接による人物についての口述試験（15分程度）

（注）書面資格審査に合格した人のみ、実技及び小論文試験と人物試験を受験できます。

## 6 任用期間

令和7年5月1日 から令和8年3月31日まで（予定）

## 7 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 委託訓練等推進員 日 額 10,750～11,640 円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※県一般職の給料月額の設定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月分（6月期1.105月分、12月期1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の設定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○費用弁償（通勤手当） ・ 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・ 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・ 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	○委託訓練等推進員 月17日勤務 ○午前8時30分から午後5時15分まで ○休憩時間：正午から午後1時まで ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は基本的に休みですが、年に複数回勤務を割り振ることがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（再度の任用4回まで）

## 8 受験申込手続

提出書類等	① ジョブ・カード 又は履歴書・職務経歴書（1通） ② 関連の資格を証する写し
申込み先	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校 総務担当 〒682-0018 倉吉市福庭町二丁目1番地 電話（0858-26-2247）
受験票の交付	申込書類による受験資格確認後受験者を決定し、令和7年4月3日（木）に郵送します。 令和7年4月9日（水）正午までに到着しないときは、上記申込み先に問い合わせてください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

## 9 合格者の決定方法

実技及び小論文試験、人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。  
ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

## 10 合格者の発表

受験者全員に合否を通知します。

## 11 試験結果の開示

試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1月間	産業人材育成センター倉吉校

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいください。電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。なお、開示手続きの詳細については、産業人材育成センター倉吉校までお問合せください。

## 12 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場案内図】



【アクセス】JR倉吉駅から徒歩15分、

バスは(橋津線)倉吉バスセンター下車徒歩3分

(北条線)人材育成センター前下車徒歩1分